

南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出要綱

制 定 平成 28 年 3 月 31 日南政第 1112 号（区長決裁）

最近改正 令和 6 年 11 月 20 日南政第 840 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（権利）

第 2 条 「着ぐるみ」に関する一切の権利は、南区に属する。

（貸出目的）

第 3 条 南区民の南区への愛着及び親しみを深めるとともに南区の P R に寄与することを目的とする。

（貸出期間）

第 4 条 貸出期間は、原則として、「着ぐるみ」を貸出する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長 7 日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、南区区長（以下「区長」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

（貸出申請）

第 5 条 「着ぐるみ」の貸出を希望する場合は、「着ぐるみ」の利用を希望する日の 2 か月から 7 日前までに貸出申請を行い、承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、「南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出申請書（様式 1）」（以下「貸出申請書」）に次の書類を添えて、区長へ提出しなければならない。

（1）「着ぐるみ」の利用内容を示す書類

（2）その他区長が必要と認める書類

3 区長が認める場合、前項の各号に規定する書類を省略することができる。

（横浜市の貸出申請）

第 6 条 前条の規定に関わらず横浜市区局等（本市関係外郭団体等を含む。）が「着ぐるみ」の貸出を申請する場合は、南区区政推進課との事前協議をもって貸出承認に代えるものとする。

(貸出承認・不承認)

第7条 区長は、第5条の規定による貸出申請があった場合はその内容を審査し、当該利用が第3条に定める貸出目的に合致すると認められるときは、貸出を承認する。この場合、区長は「着ぐるみ」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 区長は、前項に規定する貸出承認を行った場合は、「南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出承認通知書(様式2)」により申請者に通知する。

3 区長は、「着ぐるみ」の利用が前々項に合致しないとき、または第8条に該当するときは「南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出不承認通知書(様式3)」により「着ぐるみ」貸出を不承認とする。

4 同一時期に第5条又は第6条による複数の貸出申請があったときは、原則として先着順とする。

(貸出承認の制限)

第8条 区長は、前条の規定に関わらず、「着ぐるみ」の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、貸出を承認しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれのある場合

(2) 横浜市及び南区の信用又は品位を害するとき、又はそのおそれのある場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められるとき、又はそのおそれのある場合

(4) 特定の個人、企業又は商品等を支援、公認、推奨、若しくは宣伝し、又はそのおそれのある場合

(5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したもの及び公の支配に属さない博愛、教育若しくは慈善に関する利用と認められるとき、又はそのおそれのある場合

(6) 「着ぐるみ」の利用によって、誤認又は混同を生じさせるとき、又はそのおそれのある場合

(7) みなっちのイメージを損なうとき、又はそのおそれのある場合

(8) その他区長が「着ぐるみ」の利用が適当でないと認める場合

(利用上の遵守事項)

第9条 第7条の規定による貸出承認を受けた団体等(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「着ぐるみ」の利用が第3条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること

- (2) 「着ぐるみ」の利用にあたっては、承認を受けた内容に限ること
- (3) 貸出承認を受けた権利を譲渡、転貸又は継承しないこと
- (4) 「着ぐるみ」が「南区マスコットキャラクター みなっち」であることをイベント等の参加者に周知すること
- (5) 「着ぐるみ」を利用し、特定の人物、物品、団体等のPRや勧誘を行わないこと
- (6) 「着ぐるみ」が破損及び汚損しないよう努め、破損又は汚損が認められたときは、南区区政推進課に速やかに報告すること
- (7) 「着ぐるみ」を改造しないこと
- (8) 雨天及び荒天時に屋外で利用しないこと
- (9) 承認された貸出期間を遵守し、貸出期間が終了次第、速やかに南区区政推進課に返却を行うこと
- (10) 運搬及び着用者の確保は利用者が行うこと

(遵守事項の免除)

第10条 区長が認める場合に限り、前条第5項に規定するPRや勧誘を行うことができる。

(利用料)

第11条 「着ぐるみ」の利用料は、無料とする。

(貸出承認の取消等)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、貸出承認を取り消すことができる。

- (1) 提出した「貸出申請書」の内容に虚偽があると認められる場合
- (2) 第8条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (3) 第9条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他、「着ぐるみ」の利用内容が不相当であると認められる場合

2 区長は、前項の規定により貸出承認を取り消すときは、「南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式4)」により利用者に通知するものとする。

3 前項の規定により貸出承認の取消を受けた者は、直ちに利用を止め、区政推進課へ「着ぐるみ」を返却しなければならない。

4 南区は、第1項の規定による貸出承認の取消しにより利用者に生じた損額について、一切の責任を負わないものとする。

(利用に関する非推奨性等)

第 13 条 貸出承認は、利用者、利用するイベント等について南区の推奨を行うものではない。

2 この要綱による貸出承認は、利用者に南区マスコットキャラクターみなっちに関する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第 14 条 南区は、この要綱に定める申請に要した費用及び利用に係る経費又は役務を負担しない。

(原状復帰)

第 15 条 「着ぐるみ」を著しく汚損又は破損した場合は、利用者の責任と負担により、修理又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、区長は利用者に対し、実費弁償を請求することができる。

(損害賠償)

第 16 条 利用者は「着ぐるみ」を亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(損失補償等の責任)

第 17 条 南区は、「着ぐるみ」を利用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、「着ぐるみ」の利用により第三者に損害を与えた場合、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 利用者は、「着ぐるみ」の利用に際して故意又は過失により南区に損害を与えた場合、これによって生じた損害を南区に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 18 条 南区は、「着ぐるみ」の利用承認の状況等について公開することができる。

(管理)

第 19 条 「着ぐるみ」の利用・管理及び当要綱に関する事務等については南区区政推進課が所管する。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、「着ぐるみ」の利用に関し必要な事項は、別途区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 11 月 20 日から施行する。

(様式1)

南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出申請書

年 月 日

南区長

所在地：

団体名：

代 表：

担当者：

連絡先：電話

FAX

次のとおり、南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみの貸出を申請します。

貸出目的	
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日 ※貸出期間は受領から返却まで原則7日以内です。
添付書類 (企画書等)	
備考	

(様式 2)

南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出承認通知書

南政第 号
 年 月 日

様

南区長

年 月 日付で申請のあった、南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみの貸出について、次のとおり承認します。

1 貸出期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 貸出条件

- (1) 南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出要綱第 9 条を遵守すること。
- (2) 別途指示する「みなっち着ぐるみ利用上の注意」に従い適切に扱うこと。

(様式 3)

南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出不承認通知書

南政第 号
 年 月 日

様

南区長

年 月 日付で申請のあった、南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみの貸出について、次の理由で不承認とします。

〔不承認理由〕

(様式 4)

南区マスコットキャラクターみなっち着ぐるみ貸出承認取消通知書

南政第 号
 年 月 日

様

南区長

年 月 日南政第 号で承認した南区マスコットキャラクターみな
っち着ぐるみの貸出について、次の理由で承認を取消とします。

〔取消理由〕